

中学校生活について ～保護者にご協力いただきたいこと～

中学校で学業、運動に励む「学ぶ者」としての本分を考え、「中学生らしく」健全で規律ある集団生活を送るために、学校生活での最低限の約束ごと、あるいは、ルールやマナーとして、学校生活のきまりを定めています。

ご協力いただけますようお願いいたします。

1 登下校

- (1)登下校は、校服を着用し、徒歩によります。自転車通学は認めていませんが、けがなど、特別な事情ができた場合は、相談して下さい。
- (2)防犯上、指定された通学路を通り、寄り道はしないようご指導下さい。
- (3)登校より、下校までの間は無断で校外に出ることは禁止しています。

2 持ち物

- (1)持ち物にはすべて、はっきりと名前を書き、自分のものは自分で管理するようにさせて下さい。また、管理上の問題から持ち物の貸し借りは認めていません。
- (2)金銭や貴重品をはじめ、携帯電話など、学習に不必要なものは、学校にもってこさせないようご指導下さい。携帯電話、ゲーム機などの持ち込みがあった場合は、保護者を通して返却します。
- (3)学校指定のバッグはありません。両手があくリュックタイプのものが安全上望ましいです。
- (4)給食のない日に午後活動する場合は、原則として家からお弁当持ちとなります。やむをえず購入する場合は、登校前に購入しておいてください。

3 頭髪、身だしなみ

- (1)頭髪については、清潔で中学生らしい髪型とします。保健上、学習活動上から、髪が目に入らないようにし、肩にかかったら細いゴム(黒、紺、茶色)で止めさせてください(カチューシャは不可)。また、眉毛等の加工もしないようにしてください。
- (2)化粧、マニキュア類、整髪料、香水等の使用は認めていません。
- (3)頭髪の脱色、変色、パーマ類は認めていません。(している場合は保護者に連絡し、もとにもどしていただいてから登校しています)

4 服装

◎校服については、別紙「生徒の服装について」をご覧ください。

- (1)上履きは本校指定のものを使用します。下履きは、体育時は運動靴ですが、色についてのきまりはありません。
- (2)体育着、ジャージについては本校指定のものを着用します。(生徒氏名の刺繍入り)
- (3)校服で授業を受けることを原則とします。(作業等で、着替えが必要な場合は教科担当が指示します。また、体育、清掃時については、所定の服装となります。)

5 諸届け

- (1)欠席、遅刻、早退、その他の届けの場合、生徒手帳の連絡欄で、保護者から学級担任、部活動の顧問教師等に届けてください。電話による連絡は、できるだけご遠慮ください。
- (2)住所、その他の変更があった場合には、すぐにお知らせください。
- (3)学割が必要な場合は、学級担任に申し出てください(JR線片道100キロ以上の場合)

6 相談室、保健室の利用について

- (1)「心のふれあい相談室」の利用は、休み時間、放課後等、相談室のルールにのっとって利用してください。
- (2)保健室の利用は、体の具合が悪い場合、1時間程度としています。回復しない場合は、保護者に連絡の上、帰宅となります。あくまでも応急処置としての利用となります。

7 その他

- (1)学校の備品、施設等の破損について、破損の原因によっては弁償していただいています。